

第3 計画の推進方策



小中学校絵画「私たちの住みたいまち」
優秀賞 那珂湊第1小学校1年 相須 瑛士さん

1

行政運営の効率化

現状と課題



近年、行政に対する市民ニーズは多様化・高度化とともに、地方分権改革による権限委譲の進展など、行政を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

このような中、本市では地域主権の時代において自立した自治体運営を確立し、市民との協働によるまちづくりを推進するために、市民、議会、行政が共有するまちづくりのルールとして平成22年3月に「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」を制定しました。

また、平成16年4月から平成22年3月まで、第4次および第5次行財政改革大綱に基づき、事務事業の簡素効率化、民間委託化、民営化、組織・機構の見直し、定員の適正化などを進めてきました。さらに、これまでの改革実績と成果を踏まえ、平成22年3月に「第6次ひたちなか市行財政改革大綱」を策定しました。

地域主権を実現し、活力ある地域社会を目指すとともに、市民のニーズや社会経済情勢の変化に対応して行政サービスの向上を図るため、行政運営の効率化をなお一層進めるとともに、行政情報を広く提供し、透明性を確保しながら、市民の意見や提案を取り入れ、開かれた信頼される行政運営を展開することが課題となっています。

このため、ITなどを活用した事務事業の合理化、民間活力の導入、行政評価システム*の充実、より簡素で効率的な組織機構の確立、定員管理の適正化などを推進するほか、自ら考え自ら実現できるよう市職員の政策形成能力の向上を図るとともに、実績・能力に応じた公平公正な人事管理制度を確立する必要があります。

また、分かりやすく読みやすい市報づくりやラジオ放送などによる情報発信をはじめ、パブリック・コメント、市政懇談会、市政ふれあい講座、市民相談および法律相談などを引き続き実施するとともに、「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」に基づき、市民と行政、企業などの役割分担による、協働のまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、市民の知る権利にこたえつつ個人のプライバシーの保護に努めるとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図っていく必要があります。

行政評価システム

行政が実施する施策や事務事業を計画、実施、評価、改善のサイクルの中で結果や成果、貢献度や有効性等を客観的に評価し、改善方策につなげていく方法。

施策の体系



基本的施策

1 行政運営の効率化

(1) 事務事業の整理合理化

- 「第6次行財政改革大綱」の推進を図り、行政需要に的確に対応した事務事業の見直し・効率化と行政サービスの向上に努めます。また、その成果と達成状況の評価などに基づき、「第7次行財政改革大綱」を策定します。
- 事務事業評価を実施し、事業の見直しを行います。また、業務改善提案を推進し、事務の能率向上に努めます。
- 民間との適切な役割分担のもと、民間委託・民営化など民間活力の導入を進め、より質の高い効率的な行政サービスの提供を目指します。
- 総合窓口の混雑や待ち時間を軽減し市民の利便性の向上を図るため、住民基本台帳カードによるコンビニエンスストアでの証明書交付などの導入を検討します。

(2) 組織・機構の整備

- 社会経済情勢や市民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応するため、組織機構については、継続的に見直しを実施します。また、見直しにあたっては、簡素で効率的な執行体制の確立に努めます。
- 公社などの外郭団体の経営や事業の効率化を図るため、再編・業務の整理など、抜本的な見直しを行います。

(3) 定員管理の適正化

- 民間との役割分担や市民との協働の推進のもと、行政需要の変化に的確に対応するため、定員適正化計画の見直しを実施し、適正な定数管理に努めます。

(4) 人事管理の適正化

- 地域主権時代に対応するため、職員研修を充実し、専門知識の習得や政策形成能力の向上と意欲の喚起を図ります。
- 職員一人一人がその能力を最大限に発揮できるよう、人事評定制度を実施するとともに、より高い効果が得られるよう制度の改善を図ります。

(5) 施設管理の適正化

- 多様化する市民ニーズに適切に対応するため、指定管理者制度により、公の施設の管理に民間事業者などのノウハウを導入し、市民サービスの向上と施設の効率的運営に努めます。また、施設の管理については、市民との協働のもと、地域による管理や、更なる民間委託・民営化について検討します。

2 市民参加機会の拡充

(1) 市民参加機会の拡充

- 市民の意見を市政に反映するため、審議会や審査会、委員会などの委員の市民公募を推進します。

3 広報・広聴活動の推進

(1) 広報活動の推進

- 市民に分かりやすく読みやすい紙面づくりに努めるとともに、市民レポーター*の積極的活用など、市民との連携による親しみやすい市報の充実を図ります。

市民レポーター

地域からの推薦を受けて、市報ひたちなかの編集に協力する人。地域の情報や日常生活に関係の深い社会、経済、教育、福祉、文化等の話題を市に提供する。

- 市民ボランティアなどとの連携により、視覚障害のある方のために、市報を音声や点字にして提供する福祉広報を推進します。
- 市政懇談会や市政ふれあい講座の開催を通じて、市政への市民の理解と参加を促します。
- より多くの市民がいつでも、どこからでも市の広報を読むことができるよう、公式ホームページによる市政情報の提供を行います。
- 茨城県域地上デジタル放送やラジオ放送の積極的活用により、市内外へ本市のPRや情報の提供を推進します。

(2) 広聴の推進

- 審議会などの公開やパブリック・コメント*、政策課題懇談会など、政策決定過程において市民からの意見を取り入れ、市政に反映します。
- 協働** 市政全般にわたる市民の提案・意見を反映するため、市政モニター制度やまちづくり市民会議のほか、市民提案ボックス、茨城電子申請システムを利用した自由提案や課題提案、市民アンケートなどを実施するとともに、市民相談や法律相談などにより、きめ細かな市民ニーズの把握に努めます。

パブリック・コメント

基本的な施策等の策定に当たり、施策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民等から提出された意見及び情報を考慮して意思決定を行う一連の手続。

4 情報公開・個人情報保護制度の充実

(1) 情報公開制度の充実

- 市民の知る権利を保障するとともに、市民への説明責任を果たすため、情報公開制度の適正な運用に努めます。

(2) 個人情報保護制度の充実

- 市が保有する個人情報を適切に取り扱い、個人の権利利益を保護するため、個人情報保護制度の適正な運用に努めます。

(3) 公正の確保と透明性の向上

- 行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続制度*および行政不服審査制度の適正な運用に努めます。

行政手続制度

市の条例規則等に基づく申請処分、不利益処分、届出、行政指導に関する手続について共通の事項を定めることにより、行政の恣意的な取扱いの防止や行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために平成8年4月に行政手続条例を制定した。法律に基づくものとしては、行政手続法（平成5年法律第88号）がある。

2

財政基盤の確立

現状と課題



国内経済は、ようやく企業収益の改善が見られるものの、依然として厳しい状況で本格的な景気回復には至っておらず、税収の落ち込みなどにより国や地方の財政は深刻な状況が続いています。

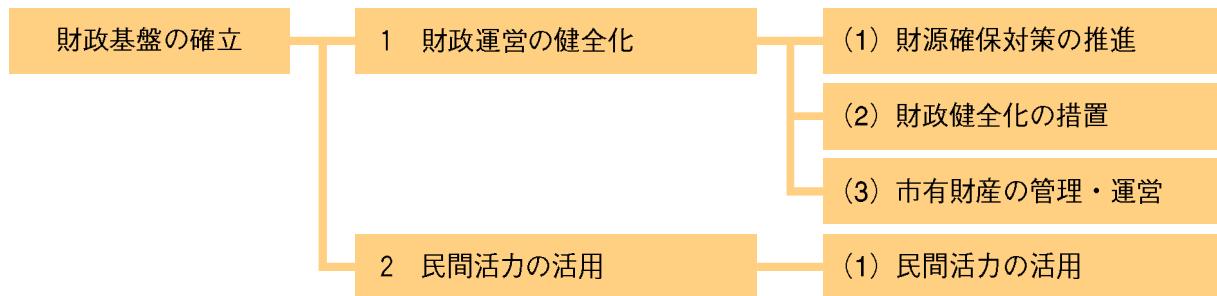
また、近年における地方分権改革の進展や社会情勢の変化により、地方自治体の担う役割と責任は、年々質的・量的に拡大しており、限られた財源の中で厳しい財政運営を強いられています。

本市では、これまで弾力ある財政運営と健全財政の保持に努めるとともに、市内における多様な産業や水産・観光資源の活用、ひたちなか地区への企業進出や産業集積などにより、堅実に税収の確保を図ってきたところですが、急速な景気回復が見込めないことから、市税収入の減少傾向も続くことが懸念されます。一方で、少子高齢化の進展に伴い、扶助費等の社会保障関連経費は増加の一途をたどっており、実質的な財源不足は今後も続くことが予想されます。

このような背景のもと、将来にわたって社会情勢の変化や新たな行政課題に柔軟に対応し、持続可能な財政基盤を確立するため、一層の行財政改革を推進し、公債費負担の適正化や財政指標の改善を図るとともに、引き続き行政経費の縮減や中長期を見据えた自主財源の確保を進めていくことが課題となっています。

このため、市内の産業活性化やひたちなか地区への企業誘致などを積極的に行い、雇用の創出や税収の確保を図るとともに、広く市民に財政状況を公表し、理解と協力を求めながら、市税等の徴収強化や使用料・手数料などの受益者負担の見直しなどにより財政健全化を進めることができます。また、民間活力の積極的活用に取り組んでいくことも必要です。

施策の体系



基本的施策

1 財政運営の健全化

(1) 財源確保対策の推進

- 課税客体を確実に把握し、適正課税を実施するとともに、納税者の利便性の向上を図るため、納付方法の拡大について検討します。また、市での徴収困難案件に対しては、茨城租税債権管理機構へ移管して滞納整理を実施し、収納率の向上に努めます。

- 住民参加型市場公募債「ひたちなか市民債」を発行し、市民生活に密接な関わりのある事業に対する財源の確保を図るとともに、まちづくりへの市民参加意識の高揚を図ります。

(2) 財政健全化の措置

- ひたちなか地区への企業誘致や茨城港常陸那珂港区の整備と利用の促進などにより、産業の振興や雇用の創出などを図り、税収の向上に努めます。

- 施設利用料などの使用料・手数料の適正化を図るため、受益者負担の視点から、定期的に見直しを行います。

- 地域主権改革の進展により地方自治体の役割と責任が拡大する中、権限移譲に見合った実質的な地方税財源の充実強化や制度の見直しについて国へ働きかけるとともに、中長期的な展望に立った財政計画のもと、国・県補助金や交付金の効率的な活用を図りながら、計画的な財政運営に努めます。

- 特別会計事業については、固有財源の確保と適切なルー

ルに基づく一般会計からの繰出しにより、効率的な運営に努めます。

- 補助金については、「ひたちなか市補助金等交付基準」に基づき、透明性および公平性の確保に努めるとともに、目的や意義、費用対効果、経費負担のあり方などについて定期的に検証を行い、更なる適正化を図ります。
- 健全な財政運営の目安となる経常収支比率*、実質収支比率*、健全化判断比率*などの財政指標の適正化に努めるとともに、財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成公表など、財政状況についての情報開示を行い、市民の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進します。
- 市債については、社会資本整備を進めるうえで必要不可欠な特定財源である反面、義務的経費の増大につながり、財政硬直化の要因となる一面を持ち合わせていることから、実質公債費比率*などを指標としながら、市債の適正な活用に努めます。
- 予算や決算、財政指標、経費節減の実績などを、市報やホームページに掲載し、財政状況の透明性を高めるとともに、分かりやすい情報の提供に努めます。

(3) 市有財産の管理・運営

- 普通財産*については、未利用地の処分を積極的に推進し、有効活用と財源確保を図ります。
- 市民が利用しやすく、安全で快適なサービスを提供するため、市庁舎の計画的な改善・補修を図ります。

2 民間活力の活用

(1) 民間活力の活用

- 公共施設の建設・運営については、コストの縮減による効率的な行財政運営を図るため、民間の効率性や専門性が発揮できる事業については、民間活力の活用を検討します。

経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。すなわち、人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率である。

実質収支比率

実質収支の額の適否を判断する指標であり、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される。実質収支が黒字の場合は正の数、赤字の場合は負の数で表される。

健全化判断比率

自治体財政の健全化を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標を指す。実質公債費比率は、自治体の年間の収入に対し、借金返済額が占める割合を示す数値。借金を返し始める(償還を開始する)時期で大きく変化するため、過去3年間の平均を比較する。将来負担比率は、今後、返済が必要な自治体の借金の総額が、収入の何倍に相当するかを示す数値。公社や第三セクターまで含むのが特徴。4指標とも数値が大きいほど財政状況は悪いとされる。

実質公債費比率

地方自治体の収入に対する実質的な借金の比率

普通財産

国有または公有の財産のうち行政財産（公用財産、公共用財産、皇室用財産、企業用財産）を除くすべてのものをいう。国公有の私産・財政財産としての性格を有する。

3 広域行政の推進

現状と課題

都市化の進展や交通・情報網の発達に伴い、市民の日常生活や企業の経済活動は自治体の区域を越えて展開されています。

また、一定の行財政規模や都市機能・行政サービスの水準を確保するため、全国的に市町村合併が行われ、行政の広域化が進められています。

本市では、隣接する東海村との間で一部事務組合を組織し、公共下水道や広域斎場の効率的な運営に当たるとともに、ひたちなか地区の開発をはじめ、共通課題の解決に向けたさまざまな取組を進めています。

また、地理的・歴史的な関わりの深い那珂台地をはじめとした県央地域の市町村間における連携を強化し、基幹道路をはじめとする都市基盤の整備や、図書館、スポーツ施設などの公共施設の広域利用などを推進しています。

自治体財政が厳しさを増す中で、今日の住民ニーズに適切に対処していくためには、ごみ処理施設や消防救急などの更なる事業の広域化により、行財政運営の効率化を図るとともに、豊かな自然環境などそれぞれの市町村の資源を生かしながら、より質の高い専門的な行政サービスを提供していくことが課題となっています。

また、港湾・空港・道路などのハード事業の進展にあわせ、観光などによる交流人口の拡大や国際化への対応など、ソフト面における新たな取組を強化していくことも課題です。

このため、東海村をはじめ近隣市町村との行政事務の共同処理および北関東地域や首都圏における広域連携のための協議会に参画し、広域的な事業の実施、広域行政に関する連絡調整などを進めていく必要があります。

施策の体系



基本的施策

1 広域行政の推進

(1) 広域連携の強化

- ひたちなか・東海広域事務組合による斎場および公共下水道の共同処理を推進するとともに、ごみ処理業務や消防・救急体制について、一部事務組合による効率的な組織運営体制の構築に努めます。
- ひたちなか地区開発の整備促進など、本市および東海村にわたる広域的な対応が必要な事項について協議検討を進めるとともに、2市の先行合併の経緯と地域住民の意向を踏まえながら、東海村との合併を推進します。また、那珂台地における広域的な連携を強化し、一体的なまちづくりを目指します。
- 生活圏の広がりに対応したまちづくりや行政サービス水準の向上を図るため、県央地域の市町村との広域連携を促進するとともに、公共施設の広域利用を推進します。
- 水戸地方広域市町村圏事務組合*が運営する総合老人保健センター「ひぬま荘」については、施設の耐震診断と経営診断調査の結果を踏まえて、今後の施設のあり方を検討します。
- 「水戸地方拠点都市地域基本計画*」に基づき、住民サービス向上と地域の連携強化を図るための事業を促進します。
- 首都圏都市開発区域関係都市協議会に参画して「首都圏整備計画」を推進し、関東北部地域の交通、物流、研究開発の拠点形成を図ります。
- 北関東・新潟地域連携軸推進協議会*に参画し、北関東3県および新潟県を結ぶ高規格幹線道路、広域幹線道路などの沿線市町村がそれぞれの有する資源を相互に活かしながら、密度の高い交流、連携を推進し、地域の発展と活性化を図ります。

水戸地方広域市町村圏事務組合

水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村で構成され、総合老人保健センター「ひぬま荘」の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理している。

水戸地方拠点都市地域基本計画

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づき指定された水戸地方拠点都市地域に関し、地域の一体的な機能連携について策定された計画をいう。

北関東・新潟地域連携軸推進協議会

北関東及び新潟県地域の高速道路・国道網、鉄道網等の沿線上に位置する自治体の連携・交流を目的に設立された組織をいう。